

## “航空機内での迷惑行為に関するアンケート”調査 調査概要

---

### 調査目的:

機内迷惑行為を防止するための立法化に関する世論動向を把握することを目的とする

### 調査日時/調査対象便数/有効回収率:

国内線; JAS7便を5月24日、ANA4便を6月6日に実施。

国際線; JAL8便を6月6日、6月7日に実施、ANA4便を6月6日に実施。

従って、国内線計11便、国際線計12便の総計23便において実施。有効回収数は総計34685回収。

尚、当該便搭乗者数に占める回収率は60.2%。

便別の回収率については次頁 図参照

### 調査方法:

回答者自記入式

|     |  |
|-----|--|
| JAL | 機内にて配布、記入、回収                                   |
| ANA | 国内線:搭乗口にて配布、機内にて記入、降機口にて回収<br>国際線:機内にて配布、記入、回収 |
| JAS | 機内にて配布、記入、回収                                   |

\*但しJAL、ANAともに国際線はファーストクラスにおいては非実施。

### 調査時期:

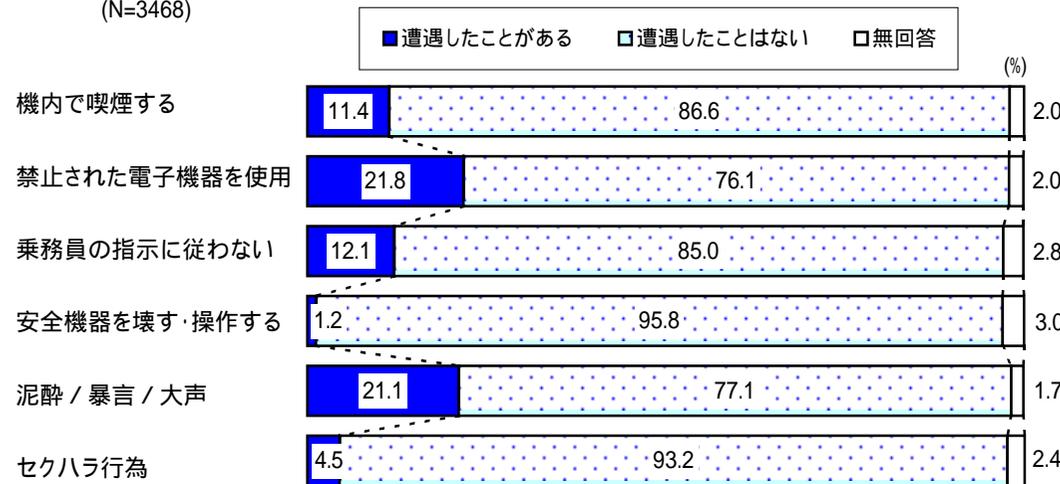
平成14年5月下旬～6月上旬

## 1-1. 迷惑行為の遭遇経験 (全体)

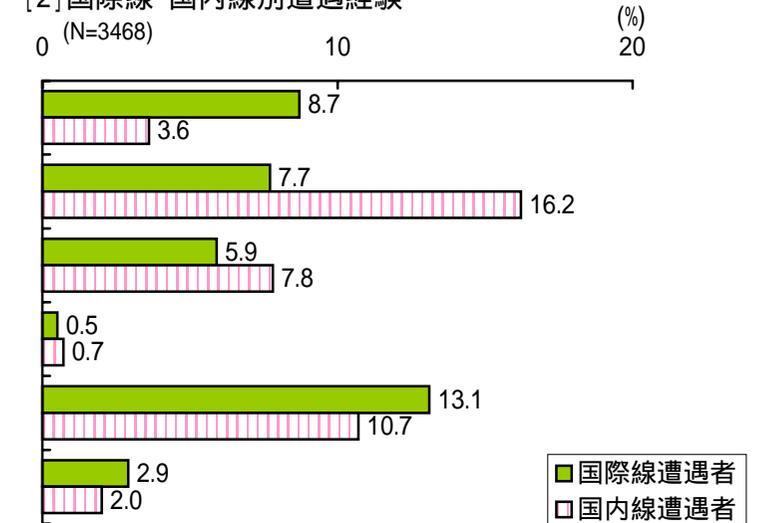
各迷惑行為について、国際線・国内線のいずれかで遭遇したことがある遭遇経験者全体と、国際線・国内線別の遭遇経験の内訳を示したグラフ。遭遇経験全体で見ると、禁止された電子機器を使用、泥酔/暴言/大声といった行為がともに2割を超えている。また次いで多いのが、乗務員の指示に従わない、機内で喫煙するという行為でも1割を超えている。国際線・国内線別に遭遇経験をみると、国際線では、機内で喫煙するという行為が国内線より5ポイント以上多く、国内線では禁止された電子機器を使用の行為が国際線より8ポイント以上多くなっている。

(Q1) 航空機内での旅客による迷惑行為は1日に約1.5件の割合(2000年データ)で発生していますが、あなたは以下にあげるような航空機内での迷惑行為に遭遇したことがありますか。

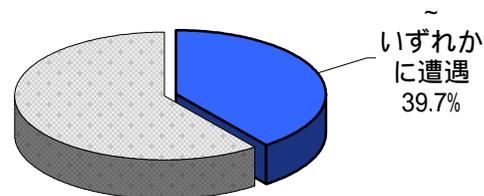
[1] 各迷惑行為別遭遇経験  
(N=3468)



[2] 国際線・国内線別遭遇経験



[3] ~ 何らかの迷惑行為に遭遇したことの人の割合  
(N=3468)



## 2-1. 迷惑行為に対する“特別な法律”の必要性（全体 / 各迷惑行為遭遇者別）

各迷惑行為について、特別な法律で禁止する必要性の有無をたずねたところ、全体では 安全機器を壊す・操作するが約8割を占め、最も高く、次いで セクハラ行為、泥酔/暴言/大声となっている。さらに「各迷惑行為遭遇者」に絞ってみると、どの迷惑行為においても、「必要あり」のスコアが上昇しているが、特に 機内で喫煙するについては約13ポイントスコアが上昇し、安全機器を壊す・操作する、セクハラ行為に次いで3番目に高くなる。

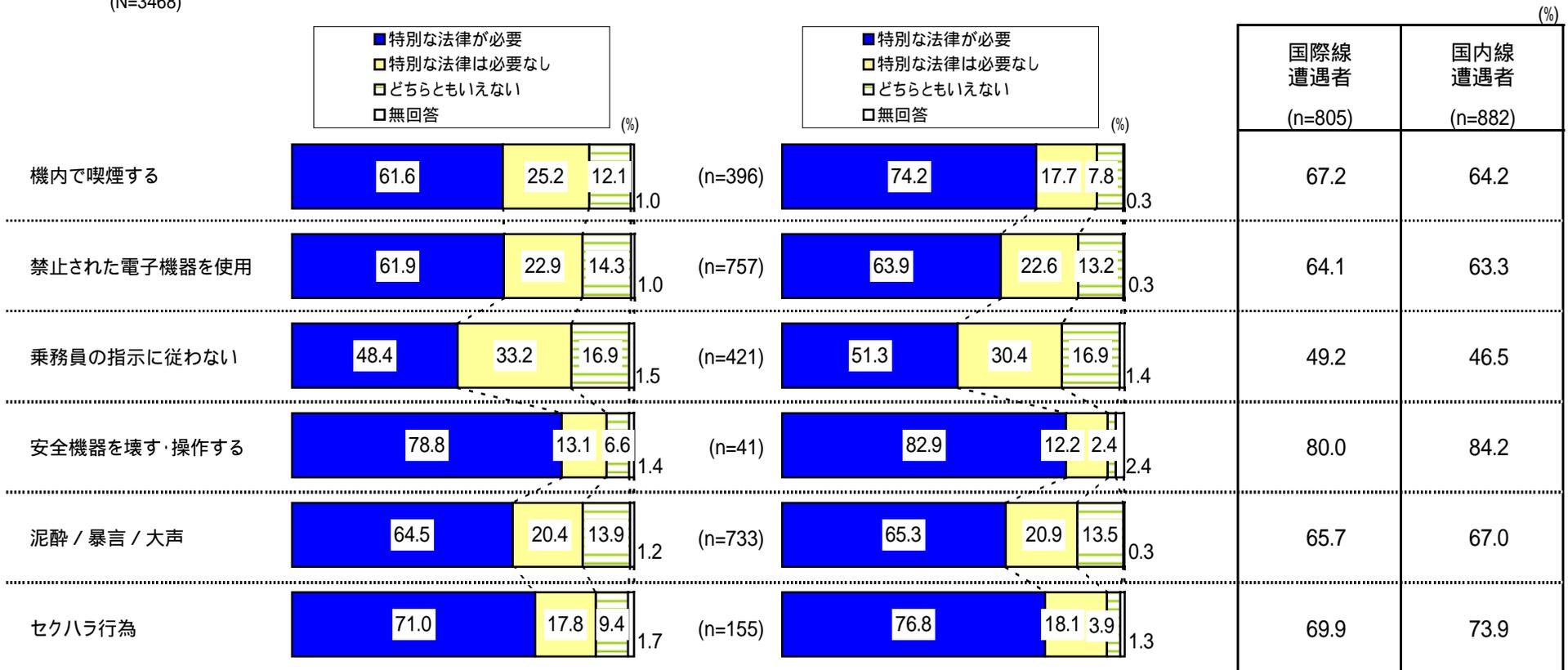
(Q2) 以下にあげる航空機内での迷惑行為について、特別な法律で禁止する必要があるかどうかお答えください。

[1] 全体

(N=3468)

[2] 各迷惑行為遭遇者別

[3] 国際線・国内線遭遇者別



安全機器を壊す・操作するにおいてはn数が41と少ないため、参考値

### 3-1. 新たな罰則や罰則を重くすることの必要性 \* ~ の迷惑行為において特別な法律が必要であるとされた項目に対して回答

各迷惑行為に対して、現状の罰則を提示した上で新たな罰則や罰則を重くすることの必要性の有無についてたずねた。 ~ の各迷惑行為ともに、7割以上が罰則を重くすることが必要であると回答している。特に「乗務員の指示に従わない」については”特別な法律”の必要性は半数を下回ったものの、現状の「現行法なし」からは罰則を重くすることが必要との声が多いことが注目される。

(Q3)Q2の ~ で「特別な法律必要あり」と答えた行為について、新たな罰則や罰則を重くすることの必要があるかどうかお答えください。

[1]全体

